

監査委員公表第2号

財政援助団体の監査結果について

地方自治法第199条第7号の規定に基づく財政援助団体の監査を二宮町監査基準に準拠して実施しましたので、同条第9号の規定に基づき、その結果を次のとおり報告します。

令和7年6月25日

二宮町監査委員 間中 晟
二宮町監査委員 羽根 かほる

1. 監査の種類
財政援助団体等の監査
2. 監査の実施日
令和7年6月24日（火）
3. 監査を行った監査委員
監査委員 間中 晟
監査委員 羽根 かほる
4. 監査の対象機関
対象団体 二宮町観光協会（現・一般社団法人湘南にのみや観光協会）
所管課 都市部産業振興課
5. 監査の対象
二宮町から交付した補助金（令和6年度分）に係る補助金交付団体の出納、その他の事務の執行及び所管課の上記団体への補助金に係る出納、その他の事務

6. 監査の着眼点

二宮町が交付した令和6年度補助金に係る出納、その他の事務の執行状況及び事業効果について、補助金が目的に沿って有効かつ適正に使われているか、補助金の交付申請から実績報告までの事務手続が適正であったか、補助対象事業の執行が適切かつ効率的に行われているか等に主眼を置いて監査を実施した。

7. 監査の実施内容

監査にあたり事前に提出された監査説明書及び関係書類等に基づき、所管課及び補助金交付団体からの説明を聴取した。

8. 補助金交付団体の概要

二宮町観光協会は、町の観光事業の振興と観光資源の開発を図り、町の産業の発展と活性化に資することを目的として、昭和39年12月に設立された。

会長1名、副会長2名、理事15名、監事2名の合計20名の役員により運営されている。なお、会員数は令和6年5月現在172名である。

主な事業は、観光宣伝・啓発事業、観光イベント事業、観光人材育成事業、にの屋運営事業である。それぞれ、観光スポットの案内、観光フォトコンテスト、観光ガイドボランティア養成講習会、二宮ブランド商品等の宣伝及び販売等を実施している。

補助対象は事務経費、事業経費のほぼ全科目である。

なお、二宮町観光協会は令和7年4月に法人化し、「一般社団法人湘南にのみや観光協会」として新たにスタートした。

9. 補助金の執行状況

二宮町観光協会補助金は、二宮町観光協会補助金交付要綱の規定に基づき、観光振興を目的とした運営に不可欠な経費、観光振興を目的としたイベントの開催、その他町長が必要と認める事業に充当している。

10. 監査結果

補助金に係る出納その他の事務について監査した結果、使途は適正と認められた。

事務の適切な執行は明確なルールの下で行われるべきであることから、今般の法人化をよい機会とし、未整備となっている規程類を順次整備されたい。

以上